

指定管理者制度導入推進体制

施設所管課および庶務担当課

- 所管課は、施設を所管する（設置している）課室です。
- 所管する課室がない施設は、部局内で調整の上、所管する課室を決めてください。
- 施設そのものが所管課になることは在り得ません。
- 庶務担当課は、管理者選定を部局ごとに行う関係で中心的な役割を担うこととなります。
- 各部局で、公の施設の指定管理者制度導入の決定を行います。



- 方向性レベルの推進
 - 指針、手引、事務処理要領の策定
 - 各種処理を促進
 - 相談による支援
- 行政改革レベルの推進
 - 「基本的な取組」に示されている趣旨を最大に発揮するよう支援

働き方・業務改革推進課



- 法令解釈
 - 相談による支援
- 条例制定・改正
 - 議案提出までの支援
- 個人情報保護
 - 保護条例との整合関係を支援

総務課
(法規行政係)



- 財産管理
 - 相談による支援
 - 公有財産事務取扱規則等財産関係例規との整合関係を支援

公有財産管理課



- 予算
 - 相談による支援
 - 諸準備経費、選定委員会経費等の予算に係る協議

財政課



- 組織・機構
 - 相談による支援
 - 職員配置や組織・機構の協議

人事課